

西宮市都市計画マスタープラン素案

【概要版】

令和5年（2023年）2月

西宮市

■ 西宮市都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、市町村の都市計画の最上位計画として、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、個別の都市計画を定める際の指針となるものです。西宮市の上位計画である「第 5 次西宮市総合計画」と県が定める都市計画分野の上位計画である「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定める必要があります。



■ 都市計画マスタープランの役割

- ▶ 第 5 次西宮市総合計画が示す将来像や都市構造の実現に向けた、都市計画の体系的な指針となります。
- ▶ 様々な主体が今後の都市計画を考えるためのきっかけとなるような情報提供、情報共有を図ります。
- ▶ 都市づくりの基本構想を共有することにより、地域住民・事業者・行政による協働の都市づくりを推進します。

本計画における「まちづくり」と「都市づくり」の定義



まちづくり

住環境（都市空間の整備・誘導を含む）、教育、福祉、環境、防災、住民自治などの総合的なまちづくりに関する取組・活動
（※本計画では、都市づくりに関連するまちづくりについても記載しています。）

都市づくり

都市計画に関連する都市空間の整備・誘導等を目的とした地域住民・事業者・行政による取組・活動

■ 計画期間・策定方針等

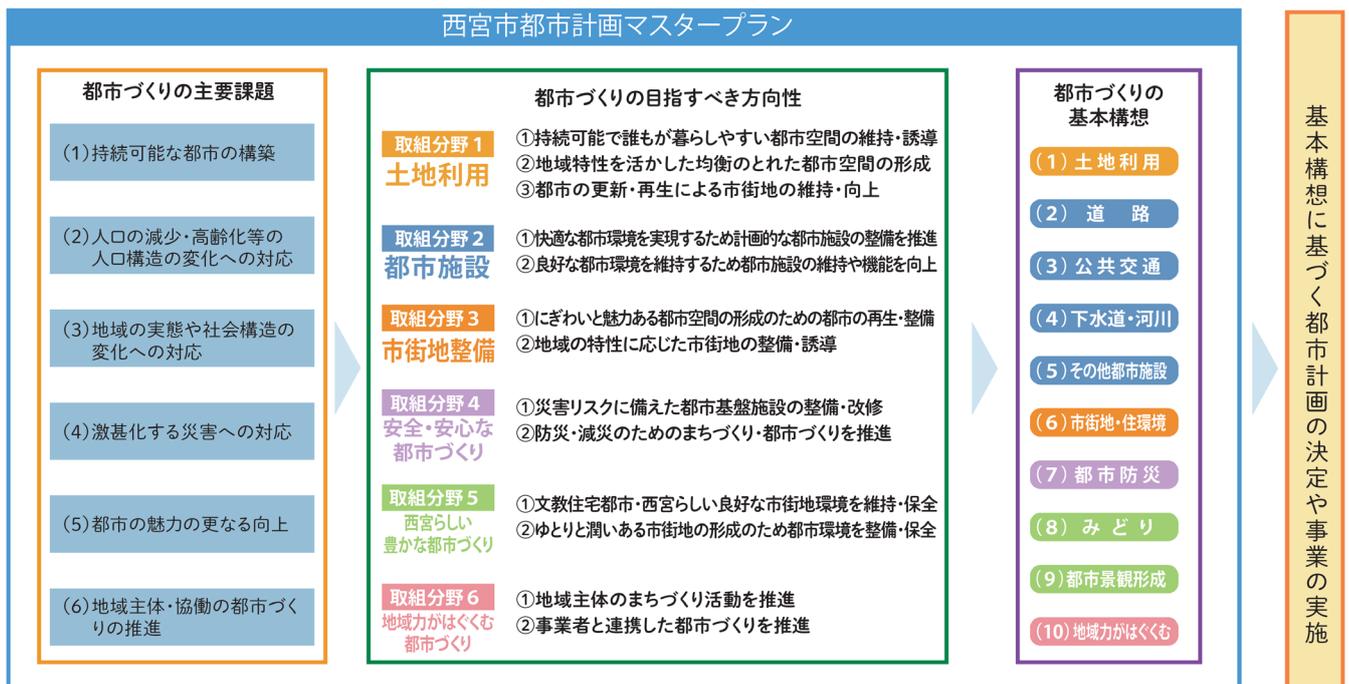
○計画期間

本計画は、長期的な展望として概ね 20 年後の将来を見据え、今後 10 年間において行うべき都市計画についての方針を策定することとします。また、総合計画などの上位計画等の見直しや社会情勢の変化など、改定の必要が生じた場合は随時、都市計画マスタープランの改定を行います。

○策定方針

「まちを知り、まちをつくり、まちをマネジメントする都市計画マスタープランへ」

○構成



■ 都市づくりの主要課題

都市計画マスタープランの策定方針や都市づくりの新たな視点、都市の現状等を踏まえ、第5次西宮市総合計画における主要課題と整合を図りながら、今回の都市計画マスタープランにおいて取り組むべき都市づくりの主要課題を下記のとおり設定します。また、主要課題に対応する都市づくりの取組分野を整理し、参考に表示します。

主要課題1：持続可能な都市の構築

- 現状の公共交通を中心とした持続可能でコンパクトな都市づくりを維持しつつ、さらなる脱炭素・低炭素型のまちづくりが求められています。
- 現状のコンパクトな都市構造を維持するために、交通ネットワークの維持・強化や交通結節機能の強化、居住・都市機能の維持・誘導を図る必要があります。
- 良好な市街地環境を維持するため、都市施設の適切な維持管理や長寿命化等のマネジメントの推進及び事業費の確保が求められています。

関連する取組分野 土地利用、都市施設

主要課題2：人口の減少・高齢化等の人口構造の変化への対応

- 今後の人口減少を見据え、都市の規模に応じた規制・誘導のあり方について検討する必要がある。
- 特に、北部地域などの人口減少が予測される地域においては、住環境の維持・保全について検討する必要があります。
- 高齢化の更なる進行に備え、超高齢社会に対応した都市づくりを検討する必要があります。
- 以上の情勢を踏まえ、土地利用規制や都市機能・居住誘導の方向性など、都市計画のあり方について検討する必要があります。

関連する取組分野 土地利用

主要課題3：地域の実態や社会構造の変化への対応

- 現況の土地利用の実態を踏まえ、商業地や工業地においては、住宅地と商業活動や操業環境との共存を図りながら、土地利用規制の見直しを検討する必要があります。
- 住宅地においては、将来の人口や世帯数の推移を踏まえた土地利用規制のあり方や市街地環境の維持・向上のためのまちづくりについて検討する必要があります。
- 既存建築物の更新を踏まえた土地利用規制のあり方について検討する必要があります。
- 都市核等の都市の拠点となるエリアにおいては、社会情勢の変化を踏まえた都市機能の向上が求められています。

関連する取組分野 土地利用、市街地整備

主要課題4：激甚化する災害への対応

- 今後起こりうる災害リスクを適切に評価し、防災まちづくりの推進とあわせて災害リスク情報の更なる周知と防災意識の高揚が求められています。
- 災害に強い市街地形成のため、都市計画制度等を活用した規制・誘導のあり方について検討する必要があります。
- 災害に備え、災害時の避難場所や避難経路、緊急輸送道路となる都市施設の整備や維持保全、耐震化等に取り組むことが求められています。

関連する取組分野 都市施設、安全・安心な都市づくり

主要課題5：都市の魅力の更なる向上

- 文教住宅都市の基本理念を継承した都市づくりを進めることが求められています。
- 緑やオープンスペースの整備・保全による魅力ある都市づくりが求められています。
- 社会情勢や市民ニーズを踏まえた駅前空間や街路空間などの公共空間の新たな整備・活用のあり方を検討するとともに、拠点となる都市空間の再生整備を進めることが求められています。
- 快適な都市環境の整備のため、必要な都市基盤の整備や維持保全が求められています。

関連する取組分野 都市施設、市街地整備、西宮らしい豊かな都市づくり

主要課題6：地域主体・協働の都市づくりの推進

- 都市計画に対する市民参画を進めるために、都市計画制度の役割や市民生活との関わりについて効果的に広報・周知する方法を検討する必要があります。
- 地域特性に応じた市街地環境の維持・向上のため、市民のまちづくりに対する取組に対し積極的な支援を行い、都市計画制度などを活用した地域主体の都市づくりを推進することが求められています。
- 都市空間の有効活用や地域資源を活かしたまちづくりの推進のため、都市計画制度を活用した官民協働の都市づくりが求められています。

関連する取組分野 地域力がはぐむ都市づくり

■ 都市づくりの目指すべき方向性

取組分野 1 : 土地利用

方向性 1 持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導する。

本市の人口は減少に転じており、少子高齢化もさらに進行していくことが予測されています。

西宮市立地適正化計画における誘導方針のもと、持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導するため、土地利用規制や生活利便施設の立地誘導のあり方等を検討します。

方向性 2 地域特性を活かした均衡のとれた都市空間の形成を図る。

これまでの都市計画の経緯や市街地の形成状況を踏まえ、均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を図るため、住宅、商業、工業、自然地等の地域特性に応じた土地利用を適切に規制・誘導します。

また、土地利用の変化や社会情勢等を踏まえ、適宜、用途地域等の土地利用計画の見直しの必要性について検討します。

方向性 3 都市の更新・再生による市街地の維持・向上を図る。

今後、人口や世帯数の減少が予測されていることから、市街地の更新や再生を円滑に進めるための都市計画制度のあり方を検討し、市街地環境の維持や時代に即した機能向上を図ります。

取組分野 2 : 都市施設

方向性 1 快適な都市環境を実現するため計画的な都市施設の整備を推進する。

円滑な都市活動の確保や良好な都市環境を実現するため、都市の骨格となる道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を計画的に進めます。

方向性 2 良好な都市環境を維持するため都市施設の維持や機能向上を進める。

引き続き良好な都市環境を維持するために、都市施設を適切に維持するとともに、時代に即した機能の向上を図ります。

持続可能な都市の経営のため、安定的な財源の確保やライフサイクルコストの削減に配慮した公共施設マネジメントに努めます。

取組分野 3 : 市街地整備

方向性 1 にぎわいと魅力ある都市空間の形成のため都市の再生・整備を推進する。

都市核など、都市の拠点となる地区においては、都市機能の集積や交通結節機能の向上などにより、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指した都市の再生・整備を進めます。

方向性 2 地域の特性に応じた市街地の整備・誘導を図る。

まちの文化や都市環境、都市基盤の整備状況など地域特性に応じた良好な市街地の整備・誘導を図るため、地域主体の取組の機運に応じて、都市計画制度（地区計画、土地区画整理事業等）を活用した事業手法を検討します。

取組分野4：安全・安心な都市づくり

方向性1 災害リスクに備えた都市基盤施設の整備・改修を推進する。

激甚化する災害に対応するため、災害リスクを想定した都市基盤施設の整備や改修を進めます。

また、復旧・復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、都市計画道路の整備促進や沿道土地利用の規制・誘導を進めます。

方向性2 防災・減災のためのまちづくり・都市づくりを推進する。

西宮市地域防災計画と連携を図りながら、立地適正化計画における防災指針の策定など、防災まちづくりを推進するとともに、災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導により、安全な市街地形成を図ります。

取組分野5：西宮らしい豊かな都市づくり

方向性1 文教住宅都市・西宮らしい良好な市街地環境を維持・保全する。

これまでの文教住宅都市・西宮の基本理念を継承した市街地環境の維持・保全に努めるとともに、地区特性を活かした都市づくりを推進します。

方向性2 ゆとりと潤いある市街地の形成のため都市環境を整備・保全する。

自然環境の保全やゆとりと潤いのある市街地形成のため、区域区分などの土地利用規制や、都市計画公園・緑地、生産緑地地区の指定などにより、都市環境の整備・保全に努めます。

取組分野6：地域力がはぐくむ都市づくり

方向性1 地域主体のまちづくり活動を推進する。

地域の特性に応じた良好な市街地環境を保全するため、引き続き、地域住民の合意形成の段階に応じたきめ細かな支援を行いながら、地区計画などの都市計画制度や条例で定める都市づくり制度などを活用した地域主体のまちづくり活動を推進します。

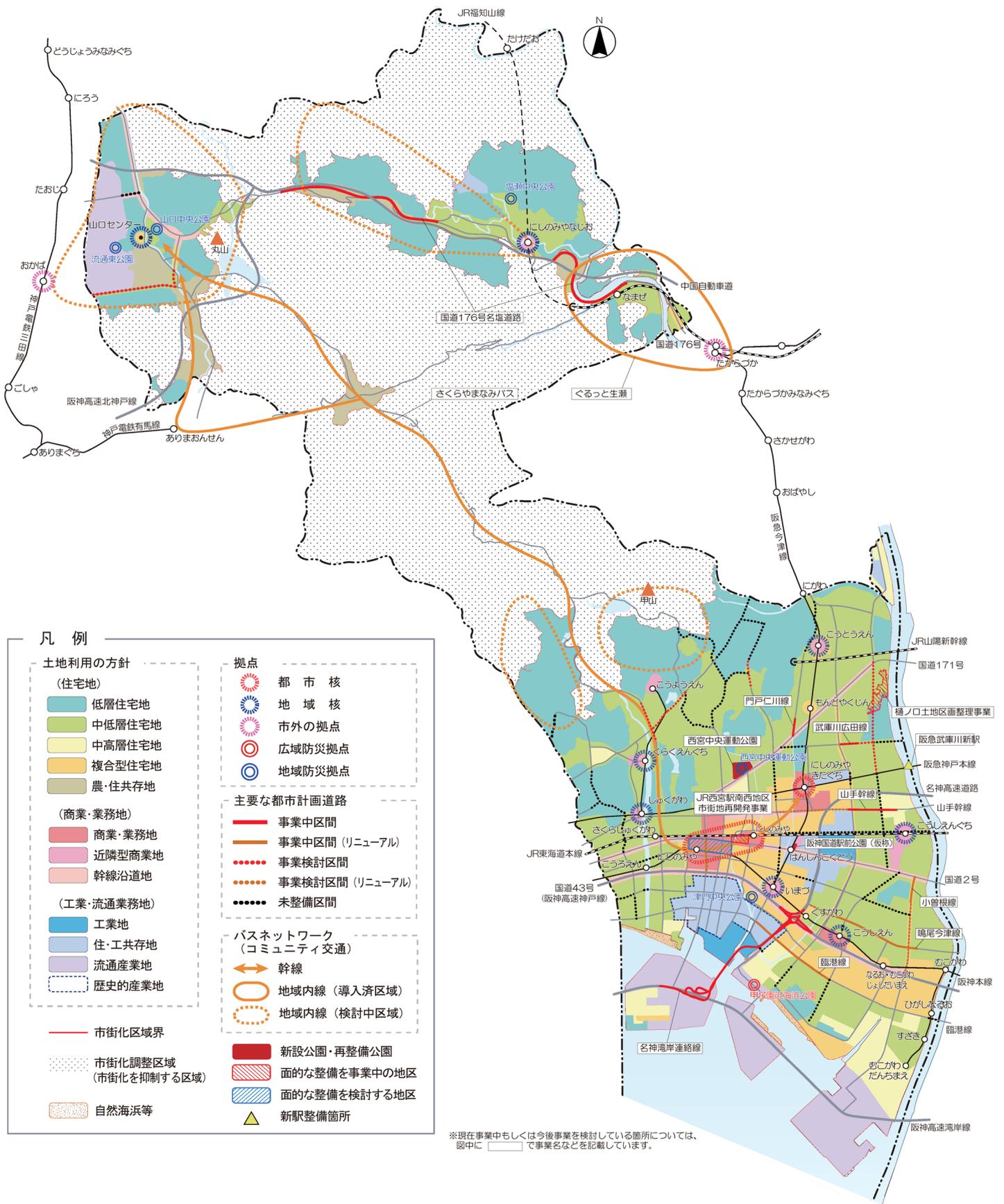
あわせて、まちづくり活動の発意につなげるための取組について、関連部署における取組と連携を図りながら検討します。

方向性2 事業者と連携した都市づくりを推進する。

都市の再生や公共空間の有効活用にあたっては、事業者とも連携し、都市計画制度等を活用しながら、魅力ある都市空間の形成に努めます。

■ 都市づくりの基本構想概要（詳細は素案をご覧ください）

■ 基本構想概要図



基本構想（１）土地利用の方針【概要】（詳細は素案 48 ページを参照）

基本方針

- 都市空間形成の方針に基づき、地域の特性を活かした、都市環境の維持・向上や自然環境の保全に努めるとともに、持続可能で快適な都市活動が営まれるよう、次の方針に基づき計画的な土地利用を推進します。

土地利用区分の定義及び方針

○市街化調整区域

- ・市街化調整区域に指定されている地域においては、新たな市街化を抑制するとともに、市街地近郊の貴重な緑地空間として、機能の保全に努めます。

○市街化区域

- ・市街化区域に指定されている地域においては、均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を図るため、下記の通り、住宅、商業、工業等の地域特性に応じた土地利用を適切に規制・誘導します。
- ・土地利用の規制・誘導にあたっては、用途地域のほか、高度地区、特別用途地区、生産緑地地区、地区計画等の都市計画制度を併用することにより、適切な規制・誘導に努めます。

主な取組・施策等

○区域区分（市街化区域／市街化調整区域）

- ・市街化調整区域の保全、市街化区域を拡大しないこととする など

○用途地域等土地利用計画

- ・定期的な見直しの検討、大規模土地利用転換時の土地利用計画の見直しの検討 など

○住宅地/商業・業務地/工業・流通業務地/自然地

- ・地域特性に応じた住環境の保全・商業の立地誘導・産業の育成と保全 など

基本構想（２）道路の整備の方針【概要】（詳細は素案 52 ページを参照）

基本方針

- 市民生活や社会・経済活動の利便性を高め、また、災害に強いまちづくりを進めるため、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を進めます。
- 安全で快適な歩行者空間及び自転車通行空間を確保するとともに、重要な都市基盤である道路や橋梁などの道路施設等を適切に維持するため、道路環境の改善に努めます。

主な取組・施策等

○広域幹線道路の整備／地域内幹線道路の整備

- ・国道 176 号、名神湾岸連絡線などの広域幹線道路の整備促進、未整備の地域内幹線道路の事業化検討 など

○交通結節点の強化／鉄道との立体交差化の促進

- ・駅前広場の整備・改良、阪急神戸本線連続立体交差化の検討 など

○道路環境の改善

- ・道路のリニューアル、バリアフリー化、無電柱化、通学路の安全対策 など

取組例

広域幹線道路の整備 国道 176 号名塩道路		地域内幹線道路の整備 連続立体交差事業 都市計画道路 (競馬場線) 阪神本線	
-------------------------------	---	--	---

基本構想（3）公共交通の方針【概要】（詳細は素案 56 ページを参照）

基本方針

- 「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」の実現、及び 2050 年までのカーボンニュートラルの達成に向けて、鉄道、バス等の利便性の向上、交通結節点の強化、公共交通を補完する多様なモビリティの導入などに努めます。
- 環境に優しい公共交通の利用を促進し、快適な歩行者空間を確保するため、適切な駐車場の整備と活用、自転車利用の適正化などに取り組みます。

主な取組・施策等

○鉄道の利便性向上／バスの利便性向上／コミュニティ交通の推進／交通結節点の強化

- ・阪急武庫川新駅の設置、バス路線の強化・再編、コミュニティ交通の導入支援 など

○新たなモビリティによる利用環境の向上／適切な駐車場の整備と活用／自転車利用の適正化

- ・シェアサイクルの導入検討、駐車場の附置義務の見直し、駐輪場の増設・改良 など

取組例

<p>山口地区と南部市街地を結ぶバス事業（さくらやまなみバス）</p>		<p>シェアサイクルの利用動向調査（阪神甲子園広場駐輪場）</p>	
-------------------------------------	--	-----------------------------------	--

基本構想（4）下水道・河川の整備の方針【概要】（詳細は素案 60 ページを参照）

基本方針

- 下水道については、良好な水環境の創造や安心・安全かつ快適なまちづくりなど多様なニーズに対応するため、全戸の水洗化促進、浸水被害の軽減、合流式下水道の改善、高度処理施設への改築、老朽化・地震対策の推進などに取り組みます。
- 河川や水路の改修を進め、排水能力の向上を図るとともに、市民にうるおいを与える水辺空間の創造に努めます。

主な取組・施策等

○水洗化の促進／浸水被害の軽減／良好な水環境の創造／老朽化・地震対策の推進

- ・時間雨量 55mm に対応する下水道施設の整備、下水道施設の耐震化や改築 など

○河川・水路の整備・改修

- ・市水路の老朽化対策や排水能力の向上 など

取組例

<p>高度処理施設の整備（甲子園浄化センター）</p>		<p>雨水貯留施設の整備（鳴尾駅前雨水調整池）</p>	
-----------------------------	---	-----------------------------	--

基本構想（5）その他都市施設の整備の方針【概要】（詳細は素案 62 ページを参照）

基本方針

- 良好で快適な都市環境を実現するために、都市施設を適切に維持するとともに、計画的な都市施設の再整備を推進し、時代に即した機能の向上を図ります。
- 施設の整備にあたっては、安定的な財源の確保やライフサイクルコストの削減に配慮した公共施設マネジメントに努めます。

主な取組・施策等

○学校の長寿命化と規模の適正化／ごみ処理施設等の適切な運用

- ・長寿命化計画に基づく学校施設の改修・建替え、計画的かつ効率的な処理施設等の運用・維持管理

取組例

校舎の建替え (春風小学校)		ごみ焼却施設 (東部総合処理 センター)	
-------------------	---	----------------------------	--

基本構想（6）市街地・住環境の整備の方針【概要】（詳細は素案 64 ページを参照）

基本方針

- 都市機能が充実した魅力的な都市核の形成を図るとともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。また、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上とともに、適正な土地利用を誘導します。

主な取組・施策等

○魅力的な都市核の形成／良好な市街地の形成

- ・阪神西宮駅北側を含む本庁舎周辺の再整備、居心地が良く歩きたくなる空間の整備 など

○幹線道路の沿道環境の整備／計画的な土地利用の推進

- ・幹線道路沿道の環境対策、計画的な土地利用のあり方の検討 など

○良好な住宅ストックの形成／住宅ストックの適切な維持・活用／良好な住環境の保全・向上

- ・市営住宅の管理戸数適正化、マンション管理適正化、空き家の活用促進、開発行為等への適正な規制・誘導 など

○2050年ゼロカーボンシティに向けた取組

- ・公共施設の省エネ化、ZEB化 など

取組例

新住宅市街地 開発事業 (名塩ニュータウン)		地区計画 (浜甲子園団地)	
------------------------------	---	------------------	--

基本構想（7）都市防災の方針【概要】（詳細は素案 68 ページを参照）

基本方針

- 西宮市地域防災計画と連携を図りながら、土砂災害や地震・津波対策、浸水対策などあらゆる自然災害を想定した総合的な防災体制の充実を図るとともに、防災拠点・ネットワークの機能確保や、緊急輸送道路などの都市基盤施設の整備・改修、災害に強い市街地の誘導など、都市防災力の強化を図ります。

主な取組・施策等

○防災拠点・ネットワーク等の整備・機能確保

- ・防災拠点の機能強化、緊急輸送道路の機能確保 など

○災害に強い市街地の形成

- ・災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導、狭あい道路の拡幅 など

基本構想（8）みどりの整備の方針【概要】（詳細は素案 70 ページを参照）

基本方針

- 人と自然が共生できるゆとりと潤いのあるまちを目指し、豊かな緑や多様な生物の生育環境の保全・再生に努めるとともに、自然とふれあうことのできる場を創造します。また、市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組み、花とみどりのまちづくりを推進します。
- 公園の適正な配置を図るとともに、誰もが安全・安心・快適に利用できる公園整備・維持管理に取り組みます。

主な取組・施策等

○自然緑地の保全と活用／生物多様性に配慮した生育環境の保全／緑化の推進

- ・山・川・海の緑の保全、貴重な動植物の保護・育成、民有地緑化の普及啓発 など

○新設公園の整備／公園の魅力向上／長期未整備公園の見直し

- ・地域偏在の解消のための新設公園の整備、公園のリニューアル、社会情勢を踏まえた計画の見直し など

取組例

<p>自然環境の保全 (仁川広河原)</p>		<p>自然海浜の保全 (甲子園浜)</p>	
<p>都市計画公園の整備 (西宮浜総合公園)</p>		<p>都市計画公園のリニューアル (学文殿公園)</p>	

基本構想（9）都市景観形成の方針【概要】（詳細は素案 74 ページを参照）

基本方針

1. 山と海のつながりが感じられる景観の形成
2. “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成
3. 地域の景観資源をいかした景観の形成
4. にぎわいと活力を感じられる景観の形成
5. みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成

主な取組・施策等

○自然景観（市街化調整区域）／市街地景観（市街化区域）

- ・自然緑地や自然海浜の保全、地域特性に応じた景観形成 など

○公共空間

- ・修景・緑化による魅力ある公共空間の創出、無電柱化、公共建造物のデザイン向上など

主な都市景観

丸山・金仙 寺湖		山口町中野	
夙川		阪急西宮北 口駅	

基本構想（10）地域力がはぐくむ都市づくりの方針【概要】（詳細は素案 78 ページを参照）

基本方針

- 地域住民、事業者、市が都市づくりの将来像を共有し、地域主体のまちづくり活動※や事業者と連携した都市づくりを推進することにより、地域の特性や資源を活かした魅力的で活力ある都市空間の形成に努めます。

主な取組・施策等

○都市計画に関する情報の発信/地域主体のまちづくり活動への支援

- ・都市計画情報の広報・周知、地域の合意形成や地域主体のまちづくり活動の段階に応じた支援 など

○事業者と連携した都市づくりの推進

- ・官民連携による居心地が良く歩きたくなる空間の形成、大学と連携した都市づくり など

※地域主体のまちづくり活動について



地域主体のまちづくり活動

本計画では、「都市づくり」を中心とした地域活動に加え、その他の関連する「まちづくり」の領域も含めた地域主体の活動・取組のことを指します。

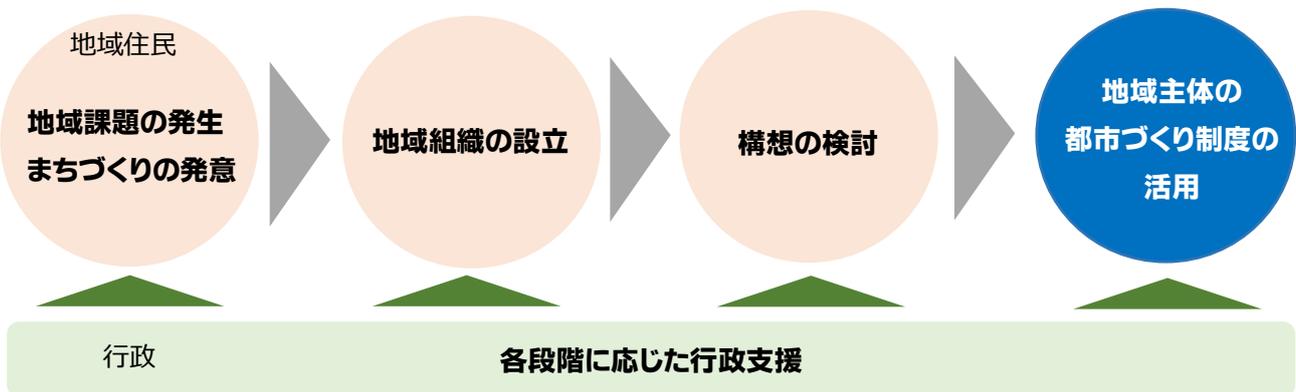
■ 地域主体のまちづくり活動の推進

本市では、各種都市づくりの制度を活用した地域主体のまちづくり活動が展開されています。本市では、これらの活動を推進するため、地域の合意形成の段階に応じて、支援を行っています。

▶ 主な都市づくりの制度

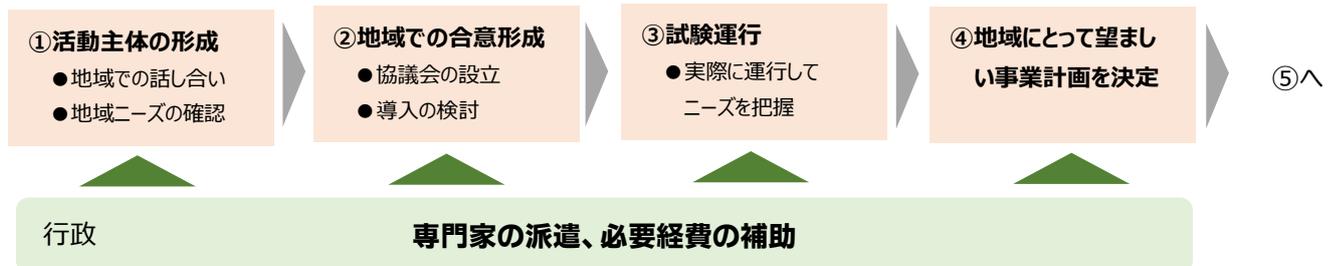
- 土地利用、都市景観
地区計画（都市計画法） 景観重点地区（市条例） まちづくり協定（市条例） など
- 地域交通
コミュニティ交通

▶ 実現までの流れ



事例1 交通不便地域におけるコミュニティ交通の運行

ステップ1 発意から事業計画の作成



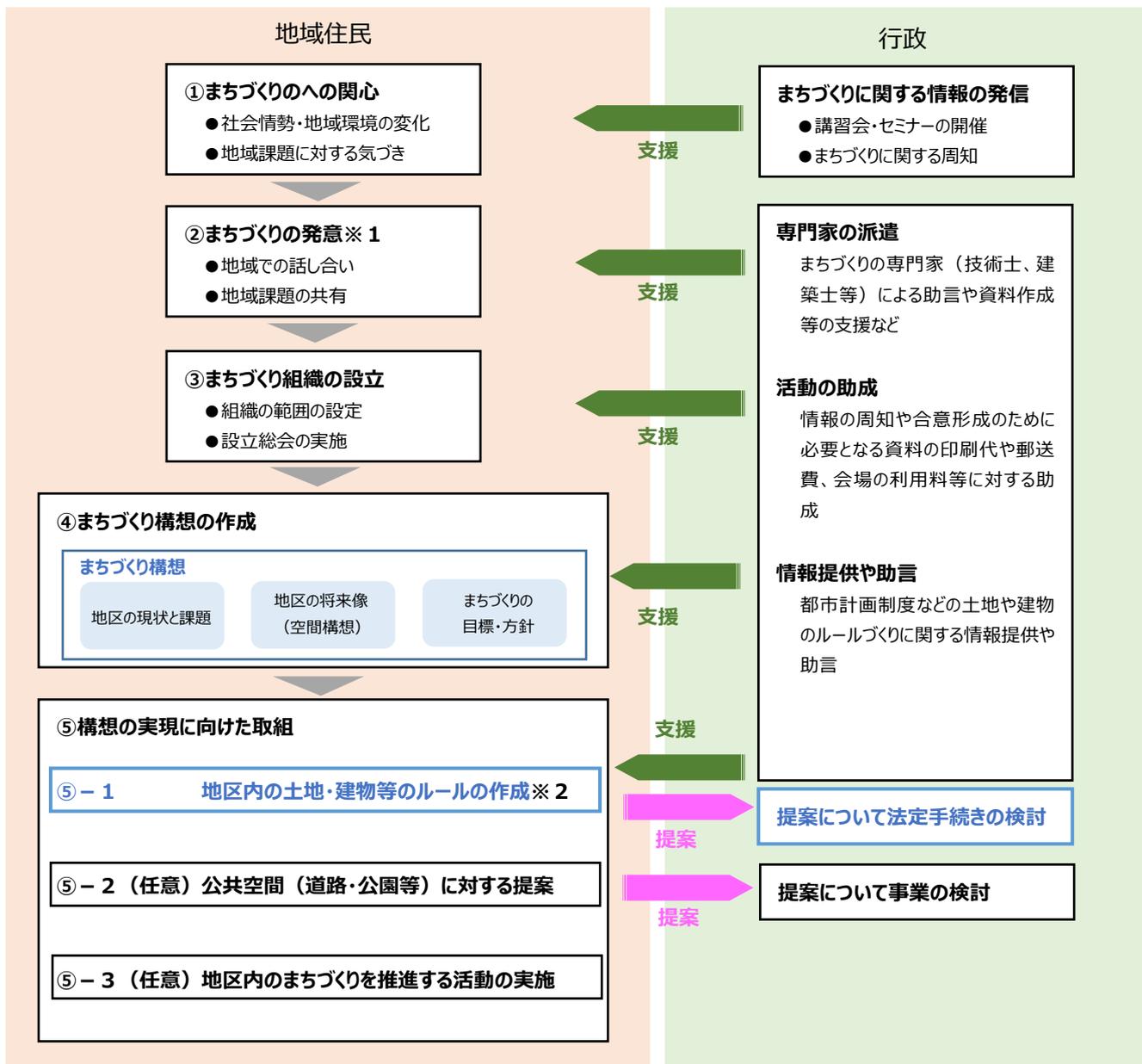
ステップ2 導入・見直し



導入事例：ぐるっと生瀬



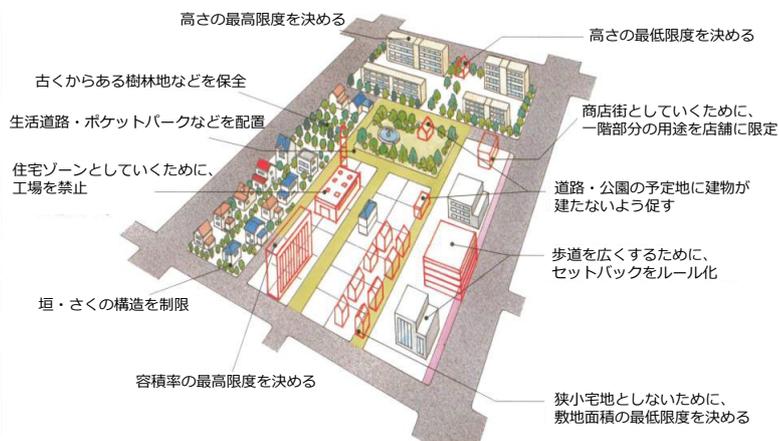
事例2 地区内の土地・建物等のルールづくり（地区まちづくり支援制度）



※1 地域での話し合いの様子



※2 土地・建物等のルールの事例



出典：国土交通省ホームページ

■ 基本構想に基づく都市づくりの推進（詳細は素案をご覧ください）

都市づくりを推進・実現するためには、行政だけでなく、地域住民や事業者などが、都市づくりに積極的に参画し、協働で都市づくりを進めることが求められています。

都市計画マスタープランを策定し、都市の将来像や都市づくりに関する情報を共有することにより、目指すべき都市の実現や地域課題の解決のための取組に、各主体が積極的に参画、協働することにより、都市づくりを推進します。

また、行政は、都市づくりの基本構想に基づき目指すべき都市空間の整備・誘導に努めるとともに、都市づくりに関する情報を積極的に発信し、地域住民や事業者の参画を推進します。

